

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 JAPAN

日本制度通

三

73
115
3

卷三

考績任叙の事

戸籍の事

田制の事

租税の事

貨幣の事

度量衡の事

服制の事

運輸の事

ワ3
115
3

日本制度通卷三

明治廿一年十一月九日購求

同著

東京書院

上古

考績任叙の事

古の時ハ百官世職として遷替することなけ
考績任叙の法あることなし。大化の革新已
來百度前より改まり。大寶よりいたりて其制備ハき
り當時出身の道父祖の蔭よりて位を得るを。
蔭位といふ。通例叙位ハ年廿五以上より限るを。蔭

115
3

學校

を以て出身をるものハ。年廿一以上たり。三位以上の蔭ハ。子孫又及び。四位五位ハ子又及ふ。

正從一位

嫡子從五位下

庶子正六位上

正從二位

同 正六位下

同 從六位上

正從三位

同 從六位上

同 從六位下

正從四位

同 正七位下

同 從七位土

正從五位

同 從七位上

同 從七位下

正從四位

同 從八位下

同 從八位上

正從五位

同 從八位上

同 從八位下

六位已下八位已上の嫡子の見任ふきものハ。才幹小よりて三等又分ち。上等ハ大舍人とす。中等外兵衛となし。下等ハ使部とす。亦蔭の類あり。

又五位已上の子孫。八位已上の子。東西史部の子。郡司の子弟等よして。大學國學に入り。學成りて試科又及第し。位又叙するを貢舉といふ。

秀才 上上第

正八位上

同 上中第

正八位下

明經 上上第

正八位下

明經 上中第 従八位上

進士 甲第 従八位下

同 乙第 大初位上

明法 甲第 大初位上

同 乙第 大初位下

身を仕途ハ立てんとするものハ。概この二途よ

り進む。而して官ハ在りて進階せんよハ。考課の

法あり。

諸官ハ於て長官の屬官を考するハ。先つ主典を

して日々功過行能を實錄せしめ、判官以上實勘

を加へたるを基とシ。年の終り毎ハ。考ハ前
日より。本年の七月卅日まで。一年内の考第を定
めシ。本人ハ讀ハ聞ハせ。其考文を京官及び畿内
ハ十月一日ハ。諸國ハ十一月一日ハ。朝集使ハ付
て太政官ハ申送す。官更ハ文官ハ式部省ハ武官
ハ兵部省ハ下ハて校定せしむ。訖て三位以上ハ
奏裁シ。五位以上ハ太政官量定シて奏聞シ。六位
以下ハ省の校定を太政官ハ申す。

凡職事修理せるを功となし。公務廢闕するを過
とるシ。善惡を行となし。才藝を能となすあり。

四善

德義有聞者爲一善。清慎顯著者爲一善。
公平可稱者爲一善。恪勤匪懈者爲一善。

四十二最

神祇祭祀不違常典。爲神祇官之最。
獻替奏宣議務合理。爲大納言之最。
承旨無違吐納明敏。爲少納言之最。
受付庶務處分不滯。爲辨官之最。
侍從覆奏施行不停。爲中務之最。
銓衡人物擢盡才能。爲式部之最。

僧尼合道譖第不擾。爲治部之最。
戶口不濫倉庫有實。爲民部之最。
銓衡武官調充戎事。爲兵部之最。
決斷不滯與奪合理。爲刑部之最。
謹於修置明於出納。爲大藏之最。
堪供食產催治諸部。爲宮內之最。
訪察嚴明紀舉必當。爲彈正之最。
興崇禮教禁斷盜賊。爲京職之最。
監造御膳淨戒無誤。爲主膳之最。
部統有方警守无失。爲衛府之最。

音樂克諧。不失節奏。爲雅樂之最。
僧尼不擾。蕃客得所。爲玄蕃之最。
支度國用。明於勘勾。爲主計之最。
謹於蓋藏。明於出納。爲主稅之最。
調肥閑馬。不脫飼丁。爲馬寮之最。
慎於曝涼。明於出納。爲兵庫之最。
朝夕常侍。拾遺補闕。爲侍從之最。
監察不怠。出納明密。爲監物之最。
勤於宿衛。進退合禮。爲內舍人之最。
職事修理。昇降必當。爲次官以上之最。

揚清激濁。褒貶必當。爲考問之最。
訪察精審。庶事兼舉。爲判官之最。
公勤不怠。職掌无闕。爲諸官之最。
勤於記事。誓失无隱。爲主典之最。
詳錄典正。詞理兼舉。爲文史之最。
明於記事。不失勅旨。爲內記之最。
訓導有方。生徒充業。爲博士之最。
占候醫卜。効驗多者。爲方術之最。
推步盈虛。窮理精密。爲曆師之最。
市廛不擾。奸濫不行。爲市司之最。

推鞠得情。申辨明了。爲解部之最。

禮儀興行。戎具充備。爲太宰之最。

強濟諸事。肅清所部。爲國司之最。

无有愛憎。供承善成。爲國掾之最。

防人調習。戎裝充備。爲防司之最。

譏察有方。行人無擁。爲關司之最。

善最よりて。百官の行過功能を品第し。以て九

第とす。これを結階といふ。

上上

一最以上有四善者。

上中

一最以上有三善者。或無最而有四善者。

中上

一最以上有一善或無最而有二善者。

中中

一最以上或無最而有一善者。

中下

職事粗理。善最無聞者。

下上

愛憎任情處斷乖理者。

下中

背公向私。職務廢闕者。

下下

居官詭詐。及貪濁有狀者。

善最の外。別よ嘉尚をへきこと有るもの。及び過
罪ありとも。情状斟酌をへきものハ。臨時よ量定
をることを聽す。

分番の官ハ。三等の考第を立つ。

上 小心謹卓。執當幹了者。

中 番上無違。供承得濟者。

下 逋違不上。執當虧失者。

此他兵衛及び衛門の門部も亦三等の考第を立つ。外位の考第ハ。郡司、軍毅ふハ。上、中、下、下下四等の考第あり。國博士、醫師及帳内、資人よハ。三等の考第あり。いつも毎年本司議定にて。式部、兵部の二省より具申す。

毎年官人の功過を考第すること此の如く。年を

經考を數へて。始めて選叙あり。内長上ハ六考。内分番ハ八考。外長上ハ十考。外散位ハ十二考。これを考選の四科といふ。内外とも長上ハ二百四十日。分番ハ百四十日を一考とす。

九一品以下。初位以上の長上官の遷代ハ。六考中中からハ一階を進め。三考中上、及び二考上下、並せて一考上中每々。各一階を進む。一考上上あらハ二階を進む。其四階を進め。及び五位以上よあるへきハ。奏聞して別々叙す。其考中下以下あるものハ進む限有あらず。上考下考あるものハ。並

又准折することを得。亦各其法あり。

内分番ハ。八考中あらハ一階を進め。四考上、四考中あらハ。二階を進め。八考上あらハ三階を進む。上考下考准折の法ハ。長上官又同し。

其他舍人、史生、兵衛、伴部、使部及び帳内、資人等の八考。郡司軍團の十考。外散位の十二考。いつれも進階の制あり。具又令條又載せより。

凡考満ちて叙すへき人高行異才あり。或ハ治體又達せハ。皆不次又擢用することを得。

凡選叙すへき人をハ。本司八月卅日以前又校定

1. 式部ハ十月一日より、十二月卅日まで。太政官ハ正月一日より、二月卅日^未まで又處分一畢ヘ。本司預會集をへき路程を量り、申し送りて省又集め。以て叙階の高下を唱示し。選中の抑屈を披訴することを許さる。令義解

以上考課選叙の法。唐制又准據して間斟酌あり。德行才用を重くして。百官職又適ふことを得たり。唐六典參

初め天武帝ハ。族姓明あらぬものをハ考選又入らきす。官又任せむものハ先大舍人とあり。其行

能ふ從ひて諸官ふ移らむ。元明帝ハ或ハ名を
冒し。或ハ考かくして選ふ預る流弊を正され。官
へを擇ふこと最慎たりき。日本紀。續

聖武孝謙二帝紀元千三百八九十年代至りて佛法を信
給ひ。供養造營ふ國用乏しよりけきハ。員外の外
散位、勲位ふ。資をあさめて勞を續しめ。又私稻、私
錢其他田庄、布帛の類を獻納智識せトものハ。位
を授け官ふ任せらる。此故ふ白丁より五位ふ昇
るもあり。光仁桓武紀元千四百三四十年代の御代ふ冗官を
省うき。勸賞黜陟嚴ありしかハ。濫官漸絶たきと

も。冷泉圓融紀元千六百年代兩朝の頃より後。藤原氏攝
政關白を傳家の職とふし。人を官ふするふ。譜弟
あらてハ材藝ありとも用ひらきす。公卿ハ父祖
のあきる官を先途といひて。おのき必之ふ任せ
らうを例とし。一官一職もみふ私物となりゆ
きし。遂よハ家格ふ據りて。攝家ハ代々攝政
關白を先途とし。清華ハ世々大臣大將を先途と
大臣若くハ參議ふ至るを先途とするふと。名家
譜第、諸大夫家、侍家各其家ふ付て昇進の順路一

定するより至き。此より於て考績選叙の法。空しく文具とあり。列見、擬階、奏などいふものゝ替り也。きて。紀元千八九百年代までハ僅ニ其式のみハ存せり。あり。續日本紀類聚三代格職原抄官職知要建武年中行事年々隨筆維新後明治十七年十二月。大審院裁判所職員考績條例を定め。四善十最三殿となし。判事檢事以下職員の功過行能を考覈し。司法卿の銓定より供毛るこり。す。官報

戸籍の事 戸籍ハ古語よりフムタとも。フミダともばへり。

之を以て全國の民數を知り。男女老少の色を別ち。種族貴賤の等を明ふ。口分田を班ち。租庸調を徵し。課丁の員數を量り。兵士の簡點をなす等の用よりて。毎よその本とあるべきものあり。日本紀和名抄

さきハ崇神天皇の朝紀元五百七十五年更人民を校し。長幼の次第。課役の先後を定めらる。より後ハかの氏族の制のまゝ。諸氏の氏上ハ其族人部民を統領して。戸口を點檢し。丁籍名籍ふとの類をも作り置う。るものなり。然きとも其式未備

らさるのみならず。紀元一千一百年代。蘿我氏政を專めせし頃よりハ。これらの族制も紊り。氏人も離散せしものありトうハ。戸籍も整ハさり一なるへ。一。日本紀。姓氏錄。

かくて。大化ニ改新の政を布うせたまひ先東國の國司。及び倭國六縣ニ命して。管地の戸籍を作らしめ。天智天皇の九年紀元一千三百二十九年。又戸籍を造りて。盜賊と浮浪とを斷たしむ。これを庚午の年籍といふ。かの船史惠尺う燼餘は得たる國記を本據として。姓氏を正し。源委を明ふ上て造

られたる所あきハ。此戸籍をハ後世まても。元籍として除くことあく。氏姓の紛亂。良賤の争訟。云ふこきよよりて真偽を裁判せしめらきたり。日本紀。令義解。姓氏錄序。

大寶の制。戸籍ハ六年毎一たび造る。十一月の上旬より始めて。式ニ依りて勘造し。里別里ハ即ち郷あり。一卷とあし。すへて三通を寫す。紙の縫キハ其國其郡其里其年籍と記し。五月三十日まで訖へしめ。二通ハ太政官ニ送り。一通ハ國衙ニ留め置く。太政官ハまた中務民部の兩省下して。

分ち納めしめらる。その中勢も納ろいハ御覽ふ
擬するあり。其戸籍ハ恒ニ五比を留めて除うす。
純繆あらん時の比較も供へしめ。其遠年のもの
ハ次第を逐て除うしむ。

戸籍ニハ老少以下。そきく名稱を立て。正丁次
丁中男の別を正し。課不課を分ち。戸の等級をも
定めらる。

老

黃 男女三歳以下のものをいふ。
少 男女十六歳以下のものをいふ。
中 男女廿歳以下のものをいふ。天平勝

少

寶九歳より改めて十八歳以上を中男
とす。二人並五丁五人五取士
丁 男の廿一歳あるものをいふ。こきも
同歳より改めて。廿二歳已上を正丁と
あせり。

六

老 男の六十一年あるものをいふ。天平
寶字二年より改めて。六十歳を老丁と
あす。これと殘疾とを次丁とす。
耆 男の六十六歳あるものをいふ。これ
も同年改めて。六十五歳を耆老とあす。

等

殘疾 一目盲、兩耳聾、手無二指、足無三指、

手足無大指。指禿瘡無髮。久漏下重。大癩。

疾 手足無大指 指禿瘡無髮久漏下重大癰
瘡。如此類皆此より入る。
三 癰疾 痔、瘻、侏儒、腰背折、一支癰。如此類より
此より入る。

疾癲狂、二支癱、兩目盲。如此類多有此
入者。

次丁を二人を以て、正丁一人よ准す。
中男四人を以て、正丁一人よ准す。

殘疾半次丁よ同一。

皇親
八位以上の人、五位以上のお子。

黃少耆、廢疾、篤疾、妻、妾、家人、奴婢。

上上戸　義倉又粟を納むと二石のものを
同一石六斗。和銅六年六十貫以上。
同年三月貫以上のもとのと定む。

上 下 戶 八 同 年 一 甘 石 貫 二 斗 以 人 上 和 銅 六 年 四 十 貫 以 上

中上戶八年一石。和銅六年二十貫以上とす。貫以

等

九

口言

1

戸

中下戸 八年六斗。貫以銅上六とす。貫以上。

下上戸 同四年三斗。貫以銅上六とす。貫以上。

下中戸 八年二斗。貫以銅上六とす。貫以上。

下戸 丁口課丁ハ上戸丁中戸四

口課丁ハ上戸丁中戸四

口課丁ハ上戸丁中戸四

口課丁ハ上戸丁中戸四

慶雲三年改制して大戸

大戸

大戸

下戸 丁口課丁ハ上戸丁中戸四

口課丁ハ上戸丁中戸四

口課丁ハ上戸丁中戸四

下戸 丁口課丁ハ上戸丁中戸四

口課丁ハ上戸丁中戸四

口課丁ハ上戸丁中戸四

續解。令集解。

かく嚴肅あるる上よ。まゝ國司巡察して親その
形狀を覗て少老疾病ふよりて課不課の別を明
よし。帳よ記す。これを貌定といふ。すへて一家の

戸主の姓名を始め。家口、年紀、生死、嫁娶の年月ま
で。具よ載せざる所あり。後よ及ひて其式漸密ふ
あり。面貌黒痣までをも登載するよ至きり。解。令義
集解。參取東

大寺文書

まゝ市人の籍ハ。市司掌りて毎年造る。六年一造
の戸籍とハ聊異なり。これを市籍といふ。蓋農民
の市人とあり。若くハ市人籍を脱して他業よ遷
ることを制限せしめたるものあり。延喜式、類
戸口ハ。太古伊弉諾尊。日よ千五百百産屋建てんと
誓ひたまひしより。民を稱して天益人と稱し。次

第^ニ繁殖せりといへども。其數ハ今詳^ニ知りか
たし。延喜式、日本書紀中古の制。全國の戸口ハ別勅^ニあら
さきハ計算することを得す。延喜式後の學者の推勘
せし所ふよきハ、紀元千四百八十年代^ニハ。大凡
三百六十九万人もあり。千六百年代^ニハ。四百四
十一万人もあり。千七八百年代^ニハ。九百七
十五万人もありあるへしといへり。食貨志畧

夫戸口繁殖すれば、隨て課丁も繁殖す。此を以て
國司の務。最^ニきを重んす。おうきとも諸國の百
姓。その本貫を離れて他郷^ニ寄留し。賦課を遁る

名もの多く。或ハ王臣の勢ある家^ニ仕へ。或ハ國
司郡司^ニ賂ひて死生老丁を偽る。朝廷屢詔を下
して嚴しく戒めたりまひ。まゝ隱首括出の法あ
きとも。奸民いよく多く。吏その檢括を加ふるよ
くめり。凡公民業を失ひて定居^ニきものを稱し
て浮浪人といひ。土著の者と併へ稱して。土浪と
いへり。延喜の頃^ニ至りてハ。浮浪の徒遂^ニ諸國
よ遍し。類聚三代格、續日本紀、令義解、本朝文粹

かかる世の衰^ニ乗じて。武家政權を握り。王制お
のつら敗壞せしるハ。戸籍の制も絶たるある

へし。

徳川氏の時より。寛永中邪蘿教の禁を嚴よせ
しより。いつしゝ天下の戸口をして。盡く佛教宗
門の徒たらしめ。毎年僧侶をして宗門改をあさ
くめ。里長名主ハそれよりて人別帳を造る例
とありぬ。さて幕府ハ屢天下ふ令して。諸國の百
姓町人、社人、僧尼其外のものまで漏るゝことあ
く。郡別々人數を錄して。勘定所より上らしむ。但諸
藩の士人及其奴僕ハ錄上よりはす。享保十一年
より。子年午年毎より人別帳を錄上することゝし。

定めて永例とあせり。蓋より六年一校の制の如

い。牧民金鑑、
戸籍考

維新後。明治四年。古來の戸籍法を改正し。各地方
土地の便宜よ隨ひ。豫め區畫を定め。毎區戸長并
よ副を置きて。その區内の戸數、人員、生死出入等
を詳よせしむ。その編製ハ。古法よりて六年こ
とふ改むることゝす。是よ於て全國戸籍よ漏る
るの民なく。其法大よ備ハりぬ。爾來年を逐て完
備し。遂ふ今よ至きり。憲法類編、
現行布告、

田制の事

太古以來。陸田水田の稱あり。陸田とは粟、稗、麥、豆等を種うへき地よして、水田とハ稻穀を種うる地なり。いつきも廣狹を度るよ。幾シレといひ。代の字を以て之よ填てたり。代とハ方六尺大寶令と大尺大寶令といへるものよ。を一步とし。その五步を以て。一代とするこことよて。五百代五百四十丈小田小田ふどいへる即、是なり。紀、万葉集、日本書紀、清寧天皇紀、仁德天皇紀、大井戸田十町など見えたまば。早くよりの事

なきと。町段の制明らかに定り一ハ。大化以後の事なり。田制

孝德天皇

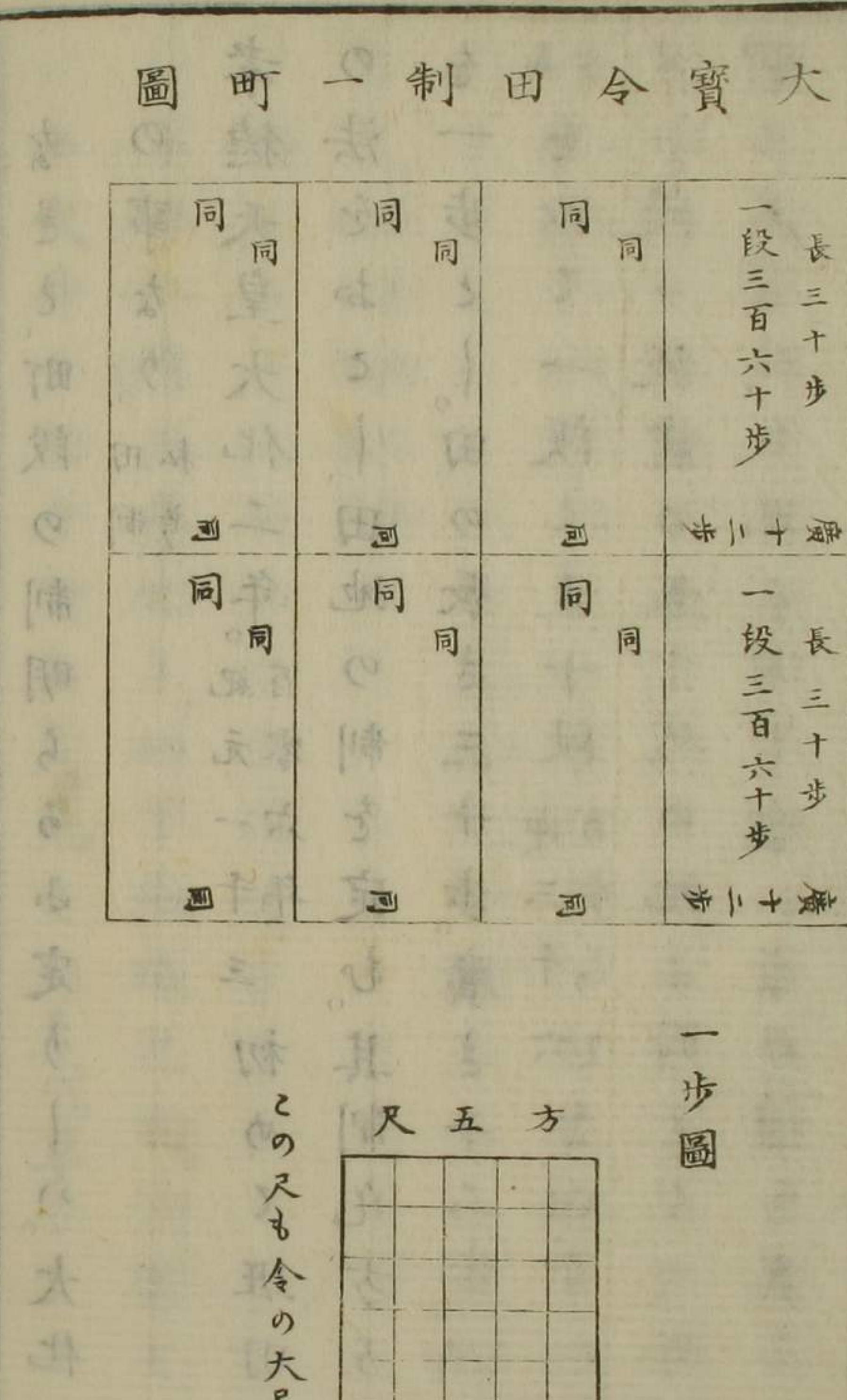
大化二年。

紀元一千三百零六年

初めて班田收授

の法をおこし。田地の制を定む。其制凡方五尺大を一步とし。田の長さ三十歩。廣さ十二步。即三百六十步を以て一段とし。十段即三十六丈を以て一町とす。一段ハ從前の五十代の地よ同し。唯一歩の積を異ふする前の五百代の地よ同し。唯一步の積を異ふするのみなり。然きとも耳目の習ふところ猝々奪ひ難きを以て。白雉三年まさ舊制よ復せ一を文武

天皇大寶の時。再、大化の制より從まる。



元明天皇和銅六年。紀元一千三百七十三年六尺を一步と
て。改正ありふきとも。尺度の目異なるを以て。其
實積み於てハ大寶の制と異なることなし。この
制天正文祿の改革よ至るまで。變革あうりき。日
本

田制篇
地子田の三等
輸地。不輸租田。
輸租田。輸租田を分ちて。
凡田を分ちて。輸租田。不輸租田。
とす。

輸租田。租稅を官より輸す田あり。
口分田。全國民が平均して給ふ田なり。男ハ三分の二を給ふ。
二段。女ハ三分の二を給ふ。

位田。一品以下五位以上より給ふ。各町數の等差あり。

賜田。別勅を以て賜ふ田あり。

功田。國家より勲功ある人より賜ふ。大上中下の差別あり。

墾田。山野を新しく開墾するものと。荒廢地を更に開墾するものとの別あり。又公私之制を立つ。

不輸租田。租を官より輸さずして其領主より輸す

田あり。

王神田。寺田。賄急田。放生田。勅旨田。公
廨田。御巫田。采女田。射田。學校田。勸

學田等の類。

輸地子田。地子を輸さしむる田あり。

位田。職田。國造田の未授の間のもれ。遙

授國司、公廨田。沒官田。出家得度田。逃亡

除帳口分田。乘田の類。地子と八年分の収穫

を計り價を定めて。民より賃租せしめて。作らし

むる田地をいふあり。

其他。不堪佃田。不熟田。損田。荒廢田。競田。易田。營田

等の名ありて。おのくその制あり。

田品を分ちて。上、中、下、下下の四等とし。常々田籍田圖を進らしめ。之よりて四至を定め水利を通する等の資を供す。民部省圖帳といふも是なり。かくて六年毎よ一度班田使を遣をして。口分田を班授す。又臨時よ巡察使を遣をして。水旱風蟲の災害荒廢等を検校せしむ。之を校田といふ。この他宅地及び園地を給ふ制あり。令義解續日代格、令集解田制篇

王制おとろへて。群雄争鬪の世となりてハ。田制

必一も古の如くあらず。其名目もまゝ大異なり。名田。加納田。除田等の稱おこり。又年貢を納めず。課役を遁るゝものを。間田。餘田。隱田ふともいへり。東寺文書、東鑑、人車記、盛衰記、

田制篇

足利氏の末年。天下大小亂きて。戦争止む時なく。或ハ本領を失ひて。他國よ流宕し。他家よ隨從するものも少ふらす。之を浪人衆といふ。其意功

をたて、本領を復し、或ハ新地を得んとする
もあり。故ふ戰功の度ことよ。大將たるものハ。必
廩米を以て給與せり。勢かくのことくなきハ。俸
祿ハ貫高を以てするより。石高を以てする方便
なるより。豊臣秀吉政を執るより至りて。天正十
七年より文祿四年より至るまでの間よ。紀元二千
十九年より同五從前貫高の制を改めて石高とな
し。從前三百六十歩あり一を六十歩を削りて。六
尺三十步の三百歩を一段とし。その十段を一町
とす。是よ於て。曩よ一町あり一地ハ一町二段と

なり。一段の地ハ一段二畝となき。これを天正

同	同	同	同	同	長二十步	一段三百步
同	同	同	同	同	長三十步	一段三百步
同	同	同	同	同	十	十
同	同	同	同	同		
同	同	同	同	同		

田制篇云、一步ノ積ハ
方六尺ナルコト、和銅
ノ制ニ同シ、然レ氏尺
度ノ制、漸訛長シ又六
尺五寸竿ヲ用ヒシ故
ニ田積餘剰アリシヲ、
此時ニハ六尺三寸竿
ニ約メタリ

の石直とも。まゝ文祿の檢地ともいへり。凡太寶制令以來。田地の町段を改めたるハ。之を始めとす。太閣記田制篇、田園類說

慶長以後。紀元二千二十六年田制まゝ一變。方六尺を以て一步とし。六尺一步の檢地竿を用ひ。その三百歩を以て一段とす。文祿の制より比ふきバ。一段の實積より減少せり。天和貞享より元祿小至りて。漸く檢地の條目を定め。文祿以前の檢地を古檢と稱し。其後の檢地を新檢と稱し。新よ開きたるを新田と稱す。古檢ハ六尺三寸四方を一步とす。新檢ハ六尺四寸四方を一步とす。

享保十一年。從前の條目を取捨へて。新檢條目を定む。六尺一分を爾來享保以前の檢地を。都て古檢と稱して。新檢よ區別。元祿以前よ檢地したるを。本田畠といひ。元祿以後享保以前よろ、きる新聞を。古新田と稱して。享保以後の新田よ區別せり。地方九例錄、地方落穂集、田制篇

田を上、中、下の三等よ分ち。藺田、麻田、麥田、見付田、砂田、山田、谷田、棚田、沼田、深田、植田、蒔田、摘田等の名を付す。各帳よ記して。輸租の高を定む。この檢地帳を水帳といふ。名寄帳、小拾帳といふもあり。

又新田、見立新田、切添、見取場、流作場等の稱あり。その社寺の領分。及び大名公家等。幕府の朱印證書を附與したる田地を朱印地といひ。社寺の境内及ひ無年貢の地を除地といひ。繩外の地を見捨地といふ。地方九例錄、田園類說、地方落穂集。

六尺一分を一步とする制を立てられて以来。ハ大より民の困却をいふ。如くふきとも。此よりの寛かることあり。そハ繩を縮みて。聊も宥赦ふけきとも。檢地の事ハ多く名主委任にて。官にて實地より改めらるゝことハなく。帳面の上にて

ハ頗る嚴重ふきとも。内實ハ王制のすゝよて。地ハ一段といへと。場所ハ二段も三段もあり。一とあり。これ維新前までの状ありき。地方新書之を要する。上古以來徳川氏の末年ふ至るまで。土地所有の權ハ。都て上より。下民ハ。唯その令するところよりて。耕耘せしものあり。維新後明治六年。地租改正法を行ひ。官有民有の別を立て。民より給ふよ地券を以てし。土地の代價より。百分の三を地租とし。從來の田畠納貢の法を廢す。これ田地を以て私有物とあすはしめふ。

て。實ふ古今田制の一大變革なり。同廿二年地券を廢して臺帳とす。今之制あり。法規類聚、憲法類編。

租稅の事

太古の時山海の國々各其方物を貢るを。大贊といふ。こき租調の權輿あり。神武帝國縣を割きて封建の制を建てらきト時。貢賦の法も大凡ハ定まくつらむ。其制今傳ハラス。崇神天皇の朝元十五百七よりいたりて。男モ弓彌調ミヅシヨウを奉らしめ。女ノハ手未調タヌスエイを奉らしむ。徭役の法も。長幼先後の次第を定めらきぬ。それより後。貢調ノハ調連ミツキハラジあ

り。屯倉の稅務ノハ櫻井田部連等あり。船舶の賦ヨハ船史あり。朝廷ノハ齋藏、内藏、大藏を分設して。貢物の出納を掌る。其官人を大藏掾、主鑰、藏部等とす。地方官ノハ稻置の職ありて專稅務ヨウシム興きリ。古事記、日本紀、古其稅率ハ。大抵熟田五十代の獲稻五十束ハシナニ就いて。租稻一束五把を徵するを法とせりといふ。食貨志、政事要畧、令集解

大化二年の革新ノ。租庸調の制を創めらき。租ハ一段の獲稻七十二束より。租稻二束二把を輸さしめり。然るゝ天智天皇の朝より。古の習俗

のまゝ。大化以前の舊に復したきと。大寶令に至りて。復大化の制も同しくせり。日本紀、令集解

其制。人生きて六年よりて口分田を給へり。其田の獲稻毎年平均百束の中より。四束四把を官も納む。これを田租とす。地も就いて徵するものあり。

正丁一人毎年絹、絳、綿、布等の類を出さしむるを調といふ。戸ふ就いて徵するものあり。此外調副物とて。魚菜の類をも貢せしむ。いつきも定數ありて。皆其地の土産を以てす。次丁ハ二人。中男ハ

四人よて。正丁一人の貢額も同トうらしむ。正丁一人よ。毎年十日つゝ夫役を課す。これを歳役といふ。若身役も就うさきハ。布二丈六尺。若くハ郷産の物を代納せしむ。これを庸といふ。身ふ就いて徵するものあり。次丁二人よて正丁一人よ同じ。但中男と京畿内とハ。庸を免せらる。此三種の賦役を租調庸の法といへり。

民部省ハ八省の一よ列して。賦役を總掌し。其主計寮ハ調庸を計納し。其主稅寮ハ專田租倉廩を掌き。令義解

凡租ハ。其地の收穫の早晚を準一て。九月中旬より十二月の内は其地の國庫より輸納せしめ。春米のえハ京より運送して。諸司の常食より充てらる。國庫より納めたる田租ハ。分ちて大稅、又正稅ともいふ、粗穀郡稻の三つとあす。令義解

凡調ハ皆比近にて合成せしめ。且絹綿布ハ兩頭より絲綿ハ囊より。其國郡里戸主姓名年月日を記し。國印を押さしむ。調庸の物ハ毎年八月中旬より十二月までより。遠國よりても多く納め訖らしむ。其運脚ハ庸調の家より出にて。國司領送す。其物數

常陸國 信太郡中家卿戸主大伴部羊調布進納

天平寶勝八年十月

第陸國 信太郡中家卿戸主大伴部羊調布進納

天平寶勝八年十月

色目ハ。簿ニ記して先市送せしむ。これを調帳使といふ。令義解、政事要畧、

凡歲役ハ。九等戸の簿ニ照して。富強を先ヨリ貧弱を後ヨリ。多丁を先ヨリ少丁を後にして。分番役ニ就ラシム。毎年十月一日より。二月三十日以内ニ於テす。蓋農暇の時を以てするあり。若事劇ユ一て。其人限外ニ就役す。直價を取ることを聽さる。令義解。

かくて慶雲三年は至カヒ。租ニ減シテ。町ニ十五束トシ。獲稻百分の二餘を徵することある。庸

布ニ二丈六尺をも減して。一大三尺とあせり。和銅六年度量の改定あり。一丈八尺より。隨々田制租法とも改まり。其實ハ又大化前の制ニ復せらき。此改定以後近古ニ至るまで。歩積段積、獲稻、租稻とも定格あり。改まりことあり。續日本紀、令集解、租稅沿革論

但此後ニ至りて。不三得七の法を立て。延暦十六年ニ不二得八ニせらき。又後ニ不四得六ニせらきたり。類聚國史、類聚

租稻官ニ納めたる後ハ。こ邑を分ちて。動倉、不動

倉とあり。本稻の中よりハ出舉の分を立て。公廨となすものあり。租の外よ救荒の爲よ義倉よ納めしむるものあり。此他雜稻、公營田、國儲等の色目あり。其法まさ時小沿革あり。

朝家よ大禮あるう。祥瑞、災異、豐凶等の事ある時ハ。屢租稅を免レテ恩卹レ。風水の異變ある時ハ。不堪佃免除、損亡免除等の制あり。其他雜米未進、欠負未納等の催督、償補。まさ具ニ格式あり。然るよ。紀元千五百年代より。班田戸籍密あらす。王臣の莊園諸國よ増加し。國司郡司を凌轢レ。て。

賦役輸租の法普く行ハキ。王臣の家或ハ負債ありと稱し。私よ郡司百姓の稻を封して。租稅の收納を妨け。或ハ百姓課役を遁きん為よ。王臣の家人となり。田地ハ寄進と稱し。舍宅ハ賣與と詐り。權貴の勢を假りて租稅を納め。諸國ハ大抵輸地子田の如くよありて。租額ハ古より増加せり。千六百五十年代。斗量の改正ありて。租額頗加え。和銅の制よ較ふるよ。十と十四との如レといへり。續日本紀、三代實錄、類聚國史、北山抄、類聚三代格、扶桑畧記、租稅沿革篇、朝野群載、かく租ハ増加したきとも。莊園の為よ國司の所

管ハ減少せしるハ國用漸空乏して。遂ヨ武家の世とある。文治元年千八百四十五年源賴朝諸國ヨ守護地頭を置きて。公領莊園ヨ兵糧米を課す。此後ヨ至り。賦役漸繁し。其名稱も中古ヨ一變して。朝廷の公領を國領といひ。諸家の私領を本領と稱し。田租をハ乃ノ貢、又物成といひ。雜種の賦役ヨハ國役、段錢、段米、棟別、夫役、夫錢、鄉錢、倉役等の稱あり。田、畠、林、町屋、車宿等ヨハ地子を課す。其租率も諸國一様あらす。三公七民なるあり。一公二民あるあり。四公六民あるあり。六公四民あるあり。され

とも其他の雜役ヨ多少あるう故ヨ。六公四民も酷あるよ非す。三公七民も寛かるよあらす。但徳川氏の時ヨ比すきハ概して繁苛なりーといふ。畢竟戰國割據の世。各封疆を守りしるハ。遂ヨ其率も此の如くよなきるあり。東鑑、北條五代記、多聞院、日記、農政座右大日本租税志

徳川氏ヨ至り。上方關東の諸國同一あらす。聊厚薄の違ひあきとも。能其物産の多少。年貢の高低等を比較平均するときハ。大抵四公六民の率法ヨ歸せり。畠稅ハ。關東ヨハ夏成とて夏期ヨ納め

くも。但銀納麥納定例ふし。他の諸國ハ概秋期より田租と共に收む。關東よてハ年貢を徵收する。先目錄を年毎々百姓よ下す。これを年貢割付と云ふ。或ハ免狀とも下札ともいへり。田畠の品第收穫の良否を檢し。差を立てゝ先民よ示し。不平ならしむ。延享二年よりて更に掛札の制あり。其年の高及び釐取段取^{リシタク}を。代官、村人と立會て定めし所を掲示して。徵租の公平を表むすものあり。其雜稅よハ小物成、浮役等あり。即野錢、山錢、林永、漁獵役、池沼河海役の類ふして。古の調庸の

遺あり。又諸運上、冥加金等あり。問屋運上、市場運上、質屋冥加、旅籠屋冥加の類よして。今の營業稅の如く。地方凡例錄、經濟錄、農政本論、大日本租稅志、牧民金鑑。

維新の後。明治六年詔して租稅を定め。舊來の米納を廢して金納とあし。新ニ地券を製し。地價の高下を準とし。地價百分の三を地租とす。其他の賦課皆地價より出で。其三分の一よ過ぐることを得す。尋て地租改正局を置き。十年又地租を減して。百分の二分五厘とし。公費を正租五分の一よ過ぎまらしむ。後數年よして改正の功成り。

全國の租法始めて均一せり。

現今よりて。租稅其他公費種々の目ありといへとも。大別して國稅、地方稅、市町村費の三つとふす。廿一年度よりて。國庫の收入ハ。八千七十五万六千圓よし。地方收入ハ。千九百六十二万四千圓ありといふ。明治史要、官報國勢一斑

貨幣の事

太古の世いまゝ貨幣の制あうす。各その土宜よ隨ひて。物品を交換せしよ過ぎたりき。紀元八百年代以來。韓土諸邦より金銀を貢せしことあり

とも。當時之を以て通貨としたるがあらず。たゞ僅み裝飾用ひたるよ過ぎす。天武天皇三年紀元一千三百三十五年。對馬國より銀を貢す。こき我國よりて銀の出たる始めなり。日本紀

按するよ。是よりさき。顯宗天皇二年紀元一千四十六年。冬十月。是時天下安平。民無徭役。歲比登稔。稻斛銀錢一文。馬牛被野。と見えたるを以て。當時既々錢貨の行をきし證とするものあり。又こきも後漢書よりてかけら。記者の修飾みて。證とすへうらすといふものあり。暫く記して後

考を待つ。

同十二年詔して自今以後銅錢を用ひて銀錢を用ふることあらしめ。後まゝ銀錢をも并せ用ふへき旨を諭さきたりき。抑銅ハ太古より專本邦より產出せるものあきと之を通貨より用ひたるも。外交稍起りて鑄錢の術開け一後の事あるべし。持統天皇の時直廣肆大宅麻呂等を鑄錢司より拜せしことあれども。いま其制整々せりけん。文武天皇の三年紀元一千二百年至りて始て鑄錢司を置き。直大肆中臣朝臣意味麻呂を以て長官

とせられより。志のきともいふある錢を鑄たりしの詳焉らに。日本紀、續。

元明天皇の時武藏國より和銅を獻せしう。元を改めて和銅とあす。元年催鑄錢司を置き催錢司とハ諸方よりある鑄錢銀及び銅錢を鑄る。和同開珍を駁催す義あり。爾來錢面より年號を記し。或ハ美號を命するを例とす。

聖武天皇天平二十一年紀元一千四百零年陸奥國より黃金を獻す。天皇大よ悦ひたまひ。元を改めて天平感寶元年とす。即、その金を以て東大寺盧舍那佛

裝飾の料より充つ。

按するよ。黄金の我國より出しあ。大寶元年對馬國よりせしを始とす。さるをこの時の詔文よ。此、大倭國者。天地開闢以來尔。黄金波人國言コト波有毛登斯地者無物止念ル部流云ルとあるハ。當時佛像を装そんためよ。外國より金を求めらきし布ど。俄より出てこしを悦ひたまふあまりよ。かきなさきしものあるへし。

淳仁天皇天平寶字四年。紀元千四百二十年勅して開基勝寶。金太平元寶。銀萬年通寶。銅の三錢を鑄。舊錢と錢。

並び行を一も。こき黄金を以て貨幣とし及び錢文より通寶といへることの始なり。依て金錢一文を以て銀錢十文より當て。銀錢一文を以て銅錢十文より當つ。

稱德天皇天平神護元年。紀元一千四百二十五年。神功開寶を鑄る。銅錢あり。舊錢と共に世より行をる。

光仁天皇寶龜三年。紀元一千四百三十二年。是よりさき新錢を鑄ることよ。必一を以て舊錢の十より當つ。此より官奏よりて新舊錢の價を同くす。同十一年勅して私より錢を鑄るもの、罪科を定むるこ

と差あり。

桓武天皇延暦元年。紀元千四百 錄價宜一きを得たるを以て。鑄錢司を廢す。同九年復おく。十五年。隆平永寶の銅錢を鑄る。

爾來屢勅して。吏民の擅み錢を蓄ふるを禁し。又

錢貨の便あることを諭して。普及を計らきたり。

續日本紀、類聚國史、類聚三代格、日本逸史

嵯峨天皇弘仁七年。紀元千四百 鑄錢司を廢す。凡山城、河内、備中、豊前等、銅を産する處より。屢採銅使を置く。其鑄錢司の廢置も。まさ常ならざりき。

類聚三代
格職原抄

九年長門の國司を改めて。鑄錢使とし。富壽神寶の銅錢を鑄る。爾來年々鑄造せり。後周防國より移す。

類聚國史、大日
本史職官志

仁明天皇承和二年。紀元千四百九十五年 承和昌寶の銅錢を鑄る。全嘉祥元年。長年大寶の銅錢を鑄る。共よ一を以て舊錢の十より當つ。

清和天皇貞觀元年。紀元千五百十九年 饒益神寶の銅錢を鑄る。同十二年貞觀永寶の銅錢を鑄る。

宇多天皇寛平二年。紀元千五百四十九年 寛平大寶の銅錢

を鑄る。

醍醐天皇延喜七年。紀元千五百六十一年延喜通寶の銅錢を鑄る。一を以て舊錢の十を當つ。同延長五年。延喜式を撰し。鑄錢司及び私鑄者を關する制を定む。村上天皇天德二年。紀元千六百十八年乾元大寶の銅錢を鑄る。

凡中古錢貨の因革。大抵右の如し。その私鑄る者ハ。八虐と共に大赦あへとも猶赦さる制なり。以上參酌類聚國史類
衆三代格、拾芥抄等

王室衰頽くずれよりハ。鑄錢の事も行なはず。銅貨を次第々悪くのみありゆきぬ。源賴朝征夷大將軍たるよ及ひて。錢幣貨寶盛とよ行なき。凡獻納贈酬等々ハ砂金南鎌なんじまなどいふものを用ひ。民の租調を貢するも。多く錢貨を納む。志おもとも終々鑄錢の議よ及む。北條氏の時もまたその法よ依きり。當時專外國錢のを行れて其弊多うりうり。後鳥羽天皇ハ嚴いつ之のを用ふることを止めをまいし。うとも。猶やまさりき。後醍醐天皇建武中興の初より。乾坤通寶錢を鑄造せらきし。うと

未普く行をきすりて又幕府の世とへありぬ。應永以來紀元二千年代國用欠乏し。足利氏、明より通じて、專彼國の錢を行ふ。之を永樂錢といふ。こハ外國のものあきとも其質善良あるうためよ。大ふ國內より流布し。遂よ永高永勘定るといふこと起り。金銀田賦とも是を以て準則として、價直を立るよ至きり。法曹至要抄建二年
記、大日本貨幣史

此他洪武錢、宣德錢等行それ。又惡錢の流行盛む
うしろバ屢令して、其質の良否を撰定せしむ。當時こきを撰錢といへり。建武式
目追加

按するよ。此時永樂錢ハ。關東よ専、行をき。京よ
ハ宋元の古錢專よ行ハる。されハ遂よ永錢、京
錢二様の相場あるといきりしより。

正親町天皇天正十五年。紀元二千四十七年 豊臣秀吉。銀及ひ銅を以て天正通寶錢を鑄る。明年大判金。及
ひ小判金を造る。天正十六年判といふものは是あり。此より始めて兩、分、朱の制あり。

按するよ。こきよりさき。天正十三年よ。秀吉金
賦とて。大名小名よ金銀を與へしことあきバ。
大判、小判、丁銀等の稱ハ。この時より以前よあ

り一あり。

後陽成天皇文祿元年。紀元二千二百五十二年銀及び銅を以て。文祿通寶錢を鑄る。四年又駿河墨判小判金。及び武藏墨判小判を鑄造す。全慶長四年初めて一分判金を造る。こきハ秀吉薨去の後あり。三貨圖彙寶貨畧事

徳川氏の初め慶長六年。大判金、小判金一分判金等の制を改正し。更に京、江戸、駿河、佐渡等より之を鑄造す。同十一年。慶長通寶の銅錢を鑄る。永樂錢と並ひ行なき。十三年よりたりて、永樂

錢の通行を停む。
後水尾天皇元和三年。紀元二千二百七十七年元和通寶錢を鑄る。銀及び銅あり。是よりさき慶長六年。伏見より銀座を設け。後藤庄右衛門、末吉勘兵衛之を掌る。後京都より移し。又江戸よりつす。かくて鑄錢の事を扱ひしめし。此より至りて初めて諸國金銀奉行を設けぬ。又常是座あり。湯淺作兵衛の掌るところにして。江戸及び京都よりく。

明正天皇寛永十三年。紀元二千二百九十六年寛永通寶の銅錢を鑄る。寛文八年又鑄る。所謂文字錢是あり。こ

の後屢々之を鑄る。元文以來ハ鐵をも雜へ用ふ。東山天皇元祿八年紀元二千三百五十五年更ニ大判、小判、分判、丁銀、豆板銀等を改造す。之を元字金銀といふ。この年令して諸國の鑛山を開のむ。初め徳川家康、關八州の大名たり。時金見役といふものを設け。京師の人、後藤庄三郎光次を召し、金銀の鑒定等を掌らしむ。後江戸及ひ駿府又金座を設け。後藤氏の子孫永く幕府の貨幣を掌ることあり。天皇元祿八年紀元二千三百五十五年正月、寶永五年、寶永通寶の大錢を鑄る通行不便ある。

を以て、明年之を停止す。中御門天皇正徳四年。是よりさき金銀貨惡質多きを以て、悉く改鑄にて。慶長の制は復す。享保元年。小判金貨并ニ壹分判金貨を改鑄す。五年元祿大判金を改鑄す。之を享保判金といふ。櫻町天皇元文五年。また金銀貨を改鑄す。之を元文判金といふ。三年銅座を大坂おほく。明和五年寛永通寶の真鍮錢を鑄る。後桃園天皇安永九年。南鐸貳朱判を鑄る。九年鐵座真鍮座を大阪おほく。寛政元年丁銀を造る。仁孝天皇文政元年二分判金貨を鑄る。後屢改鑄す。天保三

年。二朱判金貨を鑄造す。六年當百錢を鑄る。八年五兩判金貨を鑄。又舊小判、一分判金貨、丁銀、豆板等を改鑄す。

孝明天皇嘉永六年南鐸上銀を以て一朱銀貨を鑄る。安政萬延年中屢改鑄せり。文久二年江戸長崎より銅座出張所を設け。各地產出の銅を採集す。三年文久永寶錢を鑄る。凡貨幣制度の複雜なる。徳川時代を以て第一とす。これ當時金銀の產出尤増加せると。世事の漸頻繁ありとより依けるものあるへし。徳川實記、家譜、寶貨事畧、大日本貨幣史

此他。金法馬。甲州金加州金。及び紙幣の制あり。金法馬ハ慶長年中。大阪より於て千枚法馬と稱するものを造り。一より始り。紙幣は後醍醐天皇建武中興の時より始めて造らき。普く行なれす。慶長元和以來。諸侯皆之をつくり。封内を限りて行ひしものあり。之を藩札といふ。甲州金貨ハ。甲州よりもとのよて。共よ天正以後の事あり。貨幣維新後金銀貨并より銅貨の價を定め。金銀座を廢し。造幣局をおきて。大藏省の被管とし。新貨幣の

鑄造を命す。後局を改めて寮と稱す。又貨幣偽造者の罪を定め。續いて新貨條例を頒布し。遂に舊貨の通用を停む。此より至りて大に其觀を改めた。

紙幣ハ明治元年太政官金札を發行して。金銀貨と共に通用せしむ。紙幣寮をおき。新紙幣を發行するふ至りて。造幣寮及び諸銀行會社等よりも。又之を發行することゝハありしなり。憲法類編
貨幣史

度量衡の事丈尺也 大丈尺也
尺度 太古ハ物の長短を度るよ。概ね人體を以て法とせり。故ニ兩手をのむしたる廣さをヒロといひ。大指と中指とを擴げたる廣さをアタといひ。物を握るゝ四指の廣さをツカといふ。本紀、古事記、但一 手置帆負、彦狹知の二神。天御量を以て。宮殿を營造へることを思へば。尺度の具も備えり。う如くあきとも其制詳あらず。古語拾遺、出雲風土記、三韓内屬するは及ひて。始めて其尺度を採用せらる。こきを高麗尺といふ。曲尺の一尺一寸七分三釐六毫より當る。 令集 是より丈を杖の義よりてツ卫といひ。尺をバ字音のまゝサカといひ。寸及ひ分ハ刻の

義よてキといひよりき。日本紀、古事記

推古天皇以來。屢使を隋唐より遣も。舒明天皇十二年よ。斗升斤兩の法を定めらるゝよ至りて。ハ。尺度もまさ彼制よりて。唐の大尺曲尺の九寸七分八厘又寸を常用としたまへり。然きども久しく用ひ來るを常用としたまへり。高麗尺もまさ長大よ一丈。土地を度るよ便利なれハ。唐の大尺と共に二つある用ひらきたり。日本紀、扶桑畧記、一
代要記、田制私考、
大寶の制。大尺小尺の別ありて。十分を一寸とあり。十寸を一尺とあり。十尺を一丈とあり。一尺二

寸を大一尺とあるす。大尺ハ地を度るよ用ひ。其他悉く小尺を用ひたり。
凡度量衡とも官司皆様を給す。其様ハ孰も銅を以て造り。毎年二月よ至るハ。京師ハ大藏省よ。諸國ハ國司よ詣りて。平校し。官司の印を受けて。後あらてハ。用ふることを聽さざる制ありき。令解

令よ所謂大小尺ハ。從前の制を因襲するものみて。高麗尺を大尺とし。唐の大尺を小尺とし。るあり。そハ公式令よ見えたる官印。賦役令よ見

えたる布帛。及び天平以後の古寫佛經の料紙寶龜元年より造らきし無垢淨光經の小塔ある。小尺より度るへきもの、度ハ概ね唐の大尺よりあるよて知るへし。私考

元明天皇和銅六年。度量の改制ありて。從前の大尺麗尺を廢し。全く唐の大小尺を採用し。其大尺從前^スのを常用と度地と^シ用ひ。小尺を八寸一尺五厘^ス當る。たゞ晷景を測り。湯藥を合する^シの^ニ用ふること、あきり。續日本紀令の小尺ハ即唐の大尺あり。曲尺の九寸七分八釐^ス當る。

法隆寺所藏鏤牙尺の縮圖



其後曲尺。竹量の名あり。曲尺ハ工匠^シ用ひ竹量ハ裁縫^シ用ひ^シあり。但し今^シの曲尺ハ和銅の大尺の過長^シたるものあるへし。食貨志後世^シ至りて鯨尺^シ曲尺の一尺二寸^シ當る。吳服尺^シ曲尺の一尺二寸^シ當る。あと

あきども其起るところ詳あらず。

徳川氏の始め、布帛ハ吳服尺^{ムツヅシ}にて度りしが、寛永三年之を改めて、曲尺^{ククシ}を用ひしめたきど。東武民實錄寛文五年五月よりてハ猶吳服尺を便とせしのバ。寛文五年五月よりて復吳服尺を用ひらる。後之又因循せり。玉露

叢話、本朝度量權衡考

斗量
顯宗天皇の時、稻斛^{イナハシ}一銀錢一文とあきバ

上古より其制ありし如し。日本紀

舒明天皇十二年始めて斗升斤兩を定めらる志うきとも其法詳あらず。扶桑畧記或ハ當時通用

せる吳權^{ムツヅシ}の大一斤^{ヒキ}はあたきる穀を一升と定めて大升の量。京升の五合八勺を制定せしも之ともいへり。

孝德天皇改新の時より唐の大量ふよりて、斗量を制せらる是を減大升。京升の四合零五撮といふ。蓋し古への大升より小あるが故あり然きとも從前の大升天下又流布しけまば。大升ハをやすく行されざりき。政事要畧田制私考

大寶の制大小二量ありて、十合を一升とあるし、十升を一斗とある。十斗を一斛とある。三升を大量

の一升となす大量ハまゝ唐の大量減大を用ひ。小量も其小量京升の一合三勺五撮ニ抄有奇よ當るを採用せらる。穀を量るハ大を用ひ。其他ハ小を用ふ。政事要畧解畧。

元明天皇和銅六年、度量を天下に領ち、今の大を廢して古への大量を用ひらる。續日本紀かゝどこハ臨時の新格あれば、遂よハ令條よりて減大升を用ひらきしこと。天平六年より定められし七道檢稅使の計算法よてあらきより、延暦式交替

かくて嵯峨天皇の頃よりてハ斗量の制漸く濫きて、上よハ大を用ひ、下よハ小を用ひ。その法明ふあらす。類聚國史、江談抄

一條天皇長保中、新よ斗量を制せらる。後三条天皇延久四年、勅して其制よりて斗升の法を定む。天皇經濟を以て事と為す。嘗て自ら簾竹を折りて、量の寸法をさし、以て斗量を正し給ふ。是を延久の宣言外京升六撮有奇よ當るといふ。扶桑畧

抄古事談

民部省厨合量

四寸四分

拾合

二寸四分

鎌倉以後。武家權を專み
するふ至りて。莊園寺家
率私量を用ひて。莊斗、
寺升山科升、近江升、二月
堂升、十合升、東大寺十合
升の類あまとありて。其
量互に異同ありき。好古小錄

足利氏末葉。專通用せる
斗量を昔升京外の九撮一合

民部省厨外印の

合量

積千百十箇分四三四六

容受合匀才九九六八有奇

此写玉第二 但内のみと
て相ばはれ難ニ之ニ
立身す事ニ 様みすを下ニゆ
よき武才寫ニ 由ニゆ

天正八年五月日

多聞院日記二
合量ハ今ノ八
合トスレハ十
合コナラシナケキ
合量ハ今ノ八
合三勺有奇
半左衛門花押

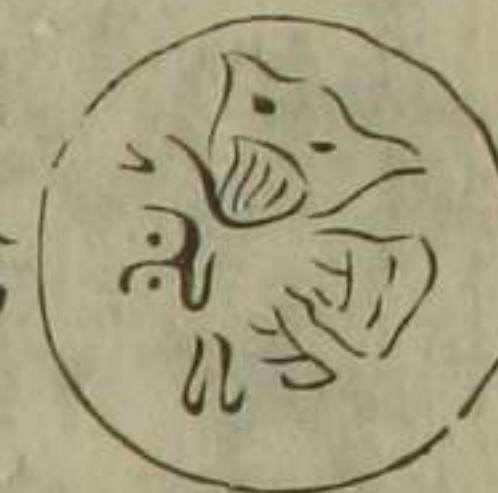
抄有奇と云ふ。天正十四年之廢て、更に新量
を制す。是を京判。京外の九合五勺二といへり。多
院舜日記、梵日記、
權衡。崇峻天皇の時。久比といへる人。吳國より使
ひて吳權を齎し歸り、之を奉り。久比をして之を掌らしめ給ふ。我邦より權衡あることこのよはしまる。姓氏

舒明天皇十二年。始て斤兩を定められること量
とある。當時隋唐と屢々往來たり。うば。彼の
制ふよらき。一あり。扶桑畧記、
一代要記。

十合量

云り屋大路ハ田此升藏門右五芥里路國播
トナ莊ノ姫氏芥 古所衛郎田村野姫磨

量内烙印



増田如姫
門印

播州
萩田和納



播州
萩田和納

側量

側量

大寶の制。大小ニ様ありて。二十四銖を一兩とある。十六兩を一斤として。三兩を大兩の一兩とする。銀銅を量るよハ大を用ひ其他ハ小を用ふ。令義後又至りてハ六銖を一分とある。四分を一兩となし。十二兩を一屯としたるもありき。拾芥抄 東大寺は傳ふる所の銀壺、銀壺臺及び法隆寺は傳ふる所の沈水香ふとよ。其量目を記し、ふよりて測り見きハ。令の大一斤ハ今百八十匁又當きり。觀古
雜帖 後世又至りて。斤兩は京目、田舎目、倭目、唐目等の

稱あり。倭目ハ百八十匁を一斤として。令の大一斤又あり。唐目ハ百六十匁を一斤としてをりき。食貨志 貨蓋、倭目ハ古來通用せるを以て名づけ。唐目ハ宋の量目ふよきるが故あるへ。其他藥鋪にて用ひるものよ。種々の名目ありて。聊異同あり。又木綿、烟草、砂糖、茶などよも各不同あきど。これらハ皆商賈の私よ定めしものあり。

新書
地方

維新後明治九年古來の度量衡を改正せり。同十四年西洋形權衡を製作し。從前の權衡と共に同

一く用ひしも。現行
布告

服制の事

衣冠の設ハ貴賤の品等を分つ所以にして歴世
こきを重せらきより。太古既ニ冠、衣、帶、裳、袴、履
等あり。服飾の由來久しきを知るへし。凡、當時貴
族の男女ハ多く珠玉を以て飾とす。其衣ハ左袴
窄袖にして襯ふく。袴を約するふ紐を以てす。衣
の下ニ禪を著け。禪の上ニ裳を著く。こきを上下
服と稱す。紀元九百年代の頃までハ概、この制あ
りき。記、取、古事、日本紀一千年代以來。外國交通頻繁ある

ヨ至り。彼土の織工を貢らしめ。漸古風を變する
こと、あきり。故ニ雄畧天皇ハ遺詔して朝野の
衣冠いまと鮮麗あらさりしを恨とあたまひき。
推古天皇十一年紀元一千二十三年始て位階の制を定
め。おのづく當色の絶を以て冠とす。頂ハ撮總て囊
のことく。縁を著くといへり。十六年皇子諸王以下。並み金碧華をつく。
其服ハ錦、紫、繡織及ひ五色の綾羅を用ふ。十九年
菟田野ニ獵せしよ。諸臣の服色皆冠色ニ從ひ。並
ニ碧華を著けたりといふ紀、本

孝德天皇大化三年。紀元一千三百零七年改めて七色十三階の冠を制す。一曰織冠。服色深紫を用ふ。二曰繡冠。服色上ふ同し。三曰紫冠。服色淺紫を用ふ。四曰錦冠。服色真緋を用ふ。五曰青冠。服色紺を用ふ。六曰黒冠。服色綠を用ふ。七曰建武服色見えす。又爵位名號を改めて。階級皇十三年。紀元一千三百四十五年又爵位名號を改めて。階級を增加し。朝服の色を定む。淨位以上並み朱華。正位深紫。直位淺紫。勤位深綠。勢位淺綠。追位深蒲萄。進位淺蒲萄とす。持統天皇四年。紀元一千三百五十三年百官及ひ畿内有位者の上日を考へ。善最功能氏姓の

大小を以て冠位を量り授く。其朝服ハ淨大壹已下廣貳已上黑紫。淨大參已下廣肆已上赤紫。正八級赤紫。直八級緋。勤八級深綠。勢八級淺綠。追八級深縲。進八級淺縲。上下綺の帶白袴を通用す。其餘常の如く。日本紀

文武天皇大寶元年。始て新令ふ依て改て官位服色を制す。親王四品以上。諸王諸臣一位皆黒紫。諸王二位以下。諸臣三位以上赤紫。直冠上四階深緋。下四階淺緋。勤冠深綠。勢冠淺綠。追冠深縲。進冠淺縲。皆漆冠あり。綺帶白韁黒革鳥。直冠以上皆白縲

口袴勤冠以下白脰裳。續日こき漢韓交通以來。彼土の制をも斟酌して定められ左るものにて是より至りて備えきるあり。

衣服令によるに。礼服、朝服、制服の三等あり。これ愈整いたるものあり。

天皇御服 上古以來帛衣を用ひらる。衣服令に御服及ひ皇后の服制闕く、今聖武天皇天平四年喪葬令及ひ令集解小より、正月始て冕服を服したまふ。續日弘仁の制。大小の祭祀。及び諸陵の奉幣ふハ帛衣を用ひ。即位、元正朝を受けたまふよハ、袞冕十二章を用ひたま

ふ。之を礼服といふ。日本紀畧、内裏式貞觀儀式 又黃櫨染及び鞠塵の御袍等あり。皆大小の朝礼小用ひらる。後世衣冠或ハ直衣を用ひたまふこともあり。貞觀西宮記、江家次第

童帝ハ空頂黒幘。日形天冠を召し。大袖小袖御裳を用ひらる。女帝も其御服ハ全しきとも白衣よして繡を用ひす。

皇后御服 弘仁の制。助祭ふ帛衣を用ふ。蓋上古以來の例あり。又元正朝賀ふハ緯衣を用ひ大小の諸會よハ。鈿釵礼衣を用ひらる。日本紀畧、西後三條裝束抄

世冊立受賀よハ。白綾の衣裳を用ひらるゝことなり。西宮記

皇太子礼服　礼服冠、黃丹衣、牙笏、白袴、白帶、深紫紗褶、錦襪、烏皮鳥令義解弘仁の制。從祀及ひ元正朝賀よハ。袞冕九章を用ひ。朔望、入朝、及ひ大小の諸會みハ。黃丹衣を用ふ。日本紀畧解延喜の制。未冠せざるときハ。雙童髻を著く。日本紀畧解延喜式

親王礼服　一品礼服冠。四品以上ハ品ことよ別制あり。深紫衣、牙笏、白袴、條帶、深綠紗褶、錦襪、烏皮鳥、綬、玉佩を帶ぶ。令義解

諸王礼服　一位礼服冠。五位以上位階よつきて別制あり。諸臣此よ準す。深紫衣、牙笏、白袴、條帶、深綠紗褶、錦襪、烏皮鳥。二位以下五位以上は並ふ淺紫衣。以外ハ皆一位の服よ同し。五位以上佩綬。三位以上玉佩を加ふ。五世王ハ諸臣と同し。令義解諸臣礼服　一位礼服冠。深紫衣、牙笏、白袴、條帶、深縲紗褶、錦襪、烏皮鳥。三位以上淺紫衣。四位深緋衣。五位淺緋衣。以外並ふ一位よ同し。令義解聖武天皇天平十三年。敕して五位以上の礼服冠。從來官給ありしを改めて。以後私よ作り備へしめらる日本紀畧解。

紀本

朝服 一品以下五位以上。並み阜羅頭巾。衣色ハ
礼服又全し。牙笏、白袴金銀裝の腰帶、白襪、烏皮履。
六位深緑衣。七位淺緑衣。八位深縹衣。初位淺縹衣。
並み阜縷頭巾、木笏烏油腰帶、白袴、白襪、烏皮履。又
親王以下袋の制あり。令義解

制服 元位ハ皆阜縷頭巾、黃袍、烏油腰帶、白襪、皮
履。尋常の時ハ草鞋を著くことを得。家人奴婢
ハ橡墨衣を用ふ。令義解

允服色ハ白、黃丹紫、蘿芳緋、紅、黃、橡纏、蒲萄、綠、紺、縹

亲黃、揩衣、綦、柴、橡、墨の屬。その當色以下、男女おの
く兼ね服することを得。令義解

内親王礼服 一品礼服寶髻。四品以上ハ品こと
よ各別制あり。深紫衣、蘿芳深紫の紺帶、淺緑の褶、
蘿芳深淺紫緑の纈の褶、錦襪、綠鳥、金銀を以て飾
る。令義解

女王礼服 一位、礼服寶髻。五位以上ハ位階こと
よ各別制あり。内命婦此
ふ准す深紫衣。五位以下ハ皆淺
紫衣。自餘ハ内命婦の服制よ同し。唯褶ハ内親王
よ同し。令義解

内命婦礼服 一位礼服寶髻。深紫衣、蘿芳深紫の
紺帶、淺縹の褶、蘿芳深淺紫綠纈の裙、錦襪、綠鳥金
銀を以て飾る。三位以上ハ淺紫衣、蘿芳淺紫深淺
綠纈の裙、自餘ハ並ヨ一位ヨ准す。四位ハ深緋衣、
淺紫深綠の紺帶、烏鳥、銀をもて飾る。五位ハ淺緋
衣、淺紫淺綠の紺帶、自餘ハ上ヨ準す。外命婦ハ夫
の服色ヨ從ふ。

朝服 一品以下五位以上ハ、寶髻、及び褶鳥を去る。
以外并ヨ礼服ヨ全し。六位以下初位以上ハ、並ヨ
義髻を著く。衣色男夫ヨ准す。深緋淺綠の紺帶、縹

纈の紺の裙、初位ハ纈を去る。白襪、烏皮履、四孟ヨ
之を服す。制服 宮人深綠以下、兼ね服することを得。綠、縹、
紺、纈及ひ紅裙。四孟及ひ尋常ヨハ之を服す。若し
五位以上の女ハ、父の朝服を除く以下の色ハ、通
し用ふることを得。その庶女の服ハ無位の官人
ヨ同し。

武官礼服 衛府の督、佐(但ヨ兵衛佐ハ)ニ並ヨ阜
羅冠、阜縷、牙笏、位襖、繡の補襖を加ふ。兵衛督金銀
裝の腰帶、金銀裝の横刀、白袴、烏皮靴、赤皮靴ハ錦

行勝。

朝服　衛府督佐ハ並ニ阜羅頭巾、位襖、金銀裝の腰帶、金銀裝の横刀、白襪、烏皮履。其志以上ハ并ニ阜縵頭巾、阜縵、位襖、烏油腰帶、烏裝の横刀、白襪、烏皮履。會集等の日ハ錦の襖、赤脛巾を加ヘ。弓箭を帶ヒ。鞋を以て履ニ代フ。兵衛ハ帛縵頭巾、阜縵、位襖、烏油腰帶、烏裝横刀、弓箭を帶フ。白脛巾、白襪、烏皮履、會集等の日ハ挂甲を加ヘ。槍を帶フ。紺襖を以て位襖ニ代ヘ。鞋を以て履ニ代フ。主帥ハ阜縵頭巾、阜縵、位襖、烏油腰帶、烏裝横刀、白脛巾、白襪、

烏皮履、會集等の日ハ挂甲を加ヘ。弓箭を帶ヒ。縲襖を以て位襖ニ代ヘ。鞋を以て履ニ代フ。衛士ハ阜縵頭巾、桃染衫、白布帶、白脛巾、草鞋、横刀、弓箭、若ハ槍を帶フ。會集等の日ハ朱末額、挂甲を加ヘ。阜衫を以て桃染衫ニ代フ。其督以下主帥以上の袋ハ文官ニ準す。令義解

凡、礼服以下其制ニ違ふものハ式部彈正總て之を糾彈す。續日本紀延喜式、嵯峨天皇弘仁九年詔して諸臣の常服ハ男女を論せず。唐制を用ひしむ。但五位己上の礼服及い諸朝服の色。衛仗の服ハ舊制

よ 依りて 改めす。日本朝綱漸く弛ふよあよりて。
服飾奢侈よ流き。一條天皇紀元千六百年代 已後ハ。闊袖
廣袴舊制よ違へること少のらす。白河天皇の時
よ至りてハ。品制盡く亡ひぬ。政事要畧西三條装束抄 河海抄鳥
羽天皇の時。内大臣源有仁務めて服飾の新意を
好え。古制の柔軟あるを厭ひ。専剛稜を尚ひ。一時
之よ効ひし。是よ於て又大よ變革せり。神皇正統

記今鑄人藻斧

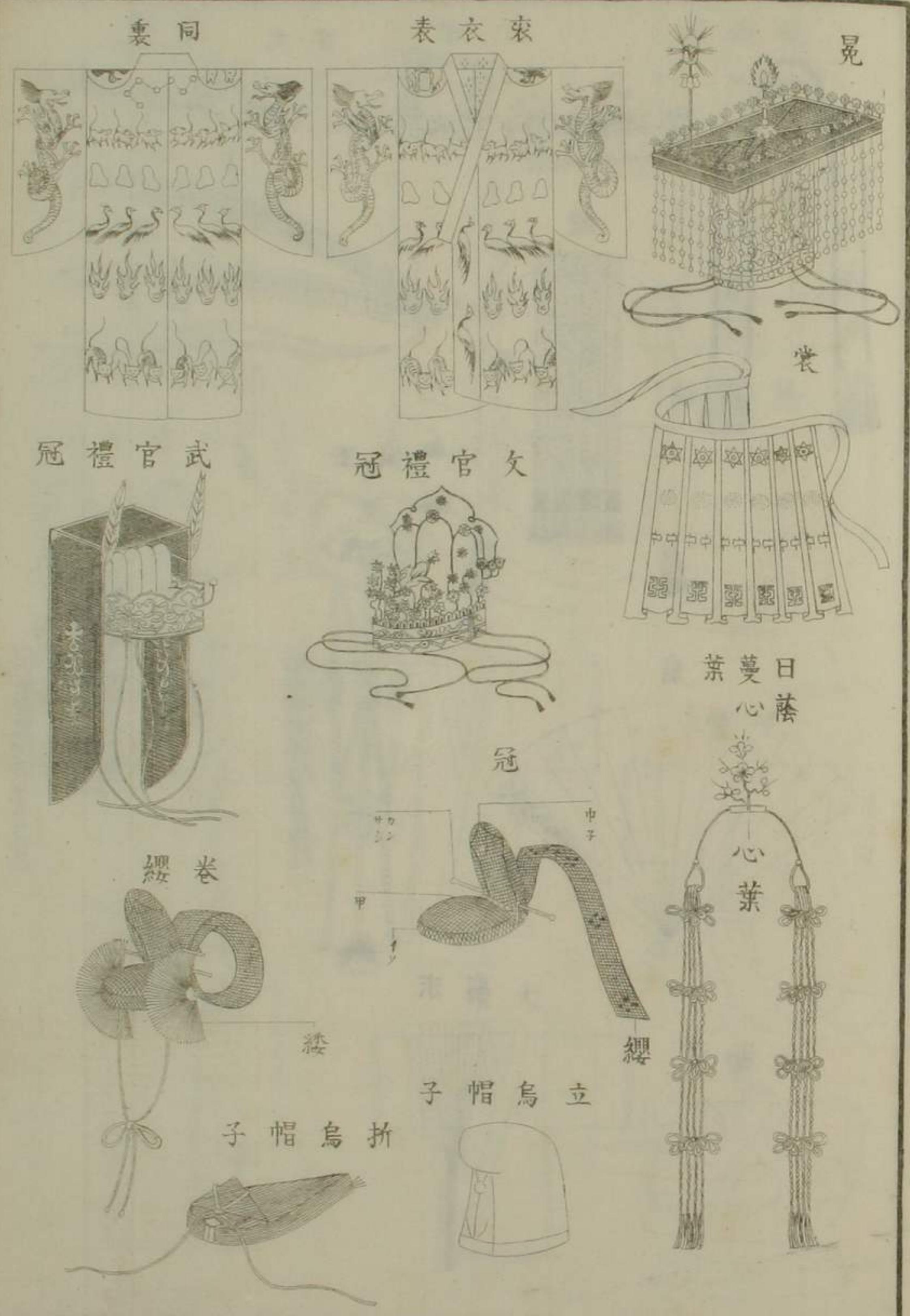
海

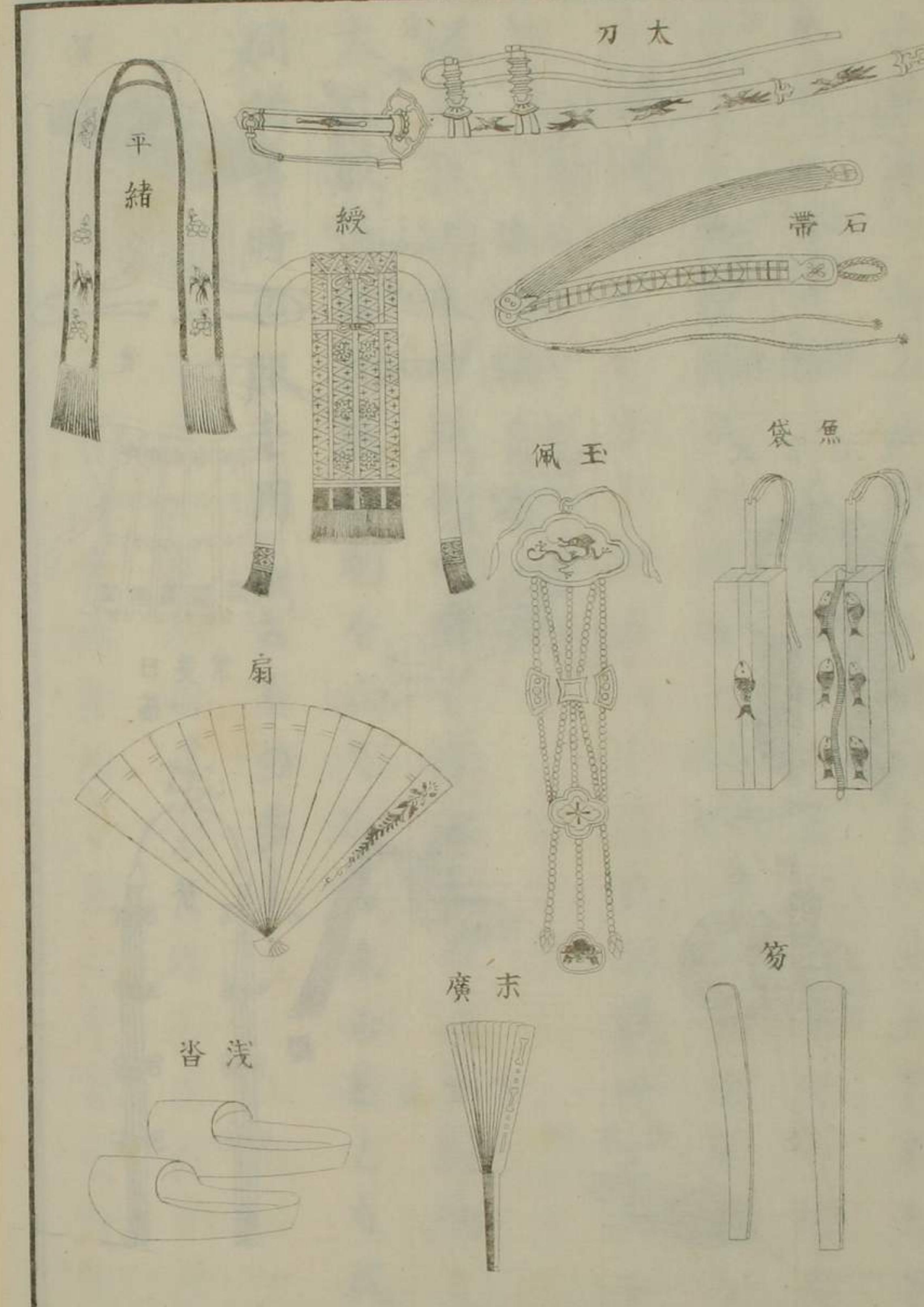
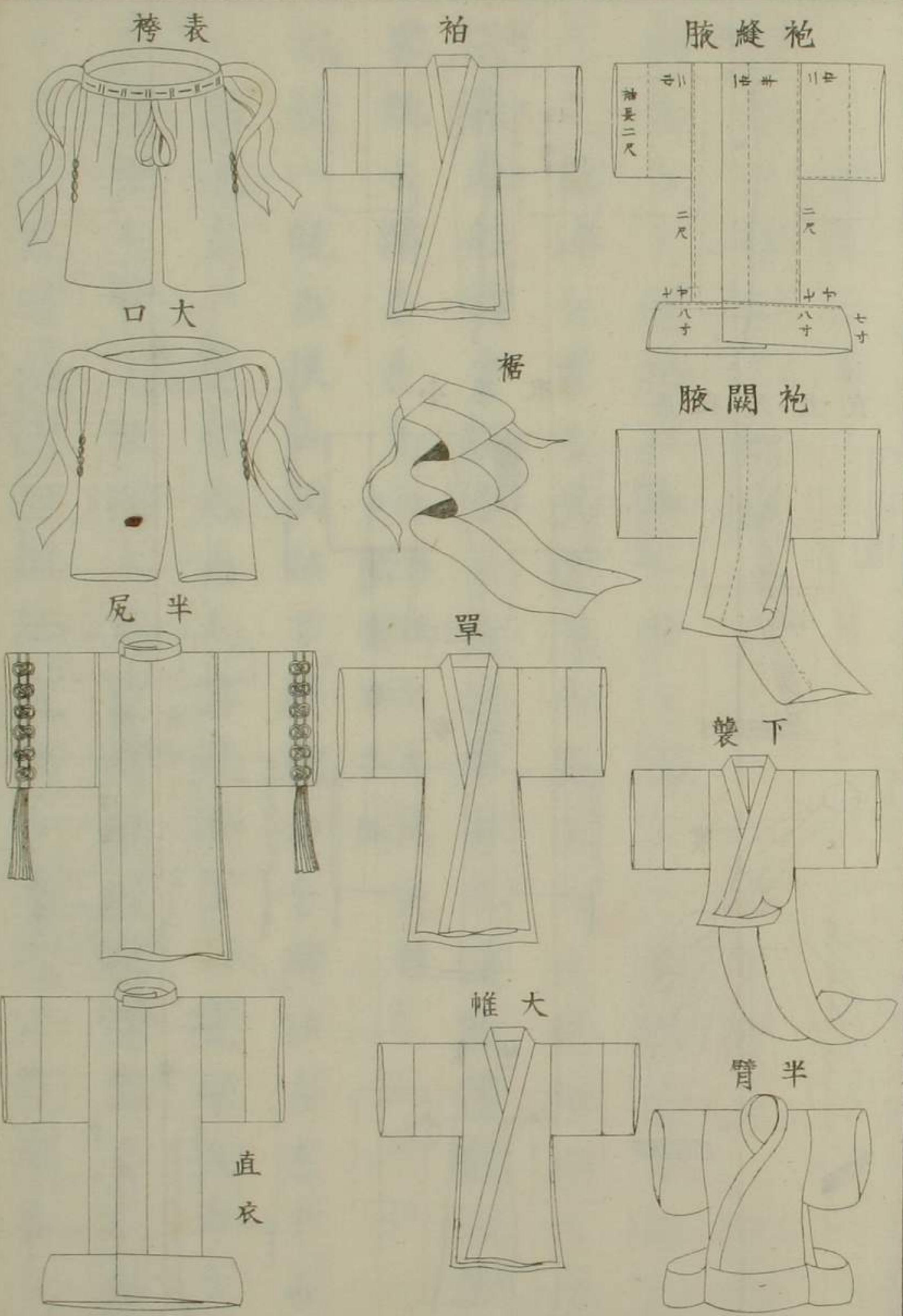
丸、袍ふ縫、掖關掖の二種あり。共よ下龍、半臂、袒、單、
大惟、表袴、大口袴等を用ふ。また直衣、小直衣、狩衣、

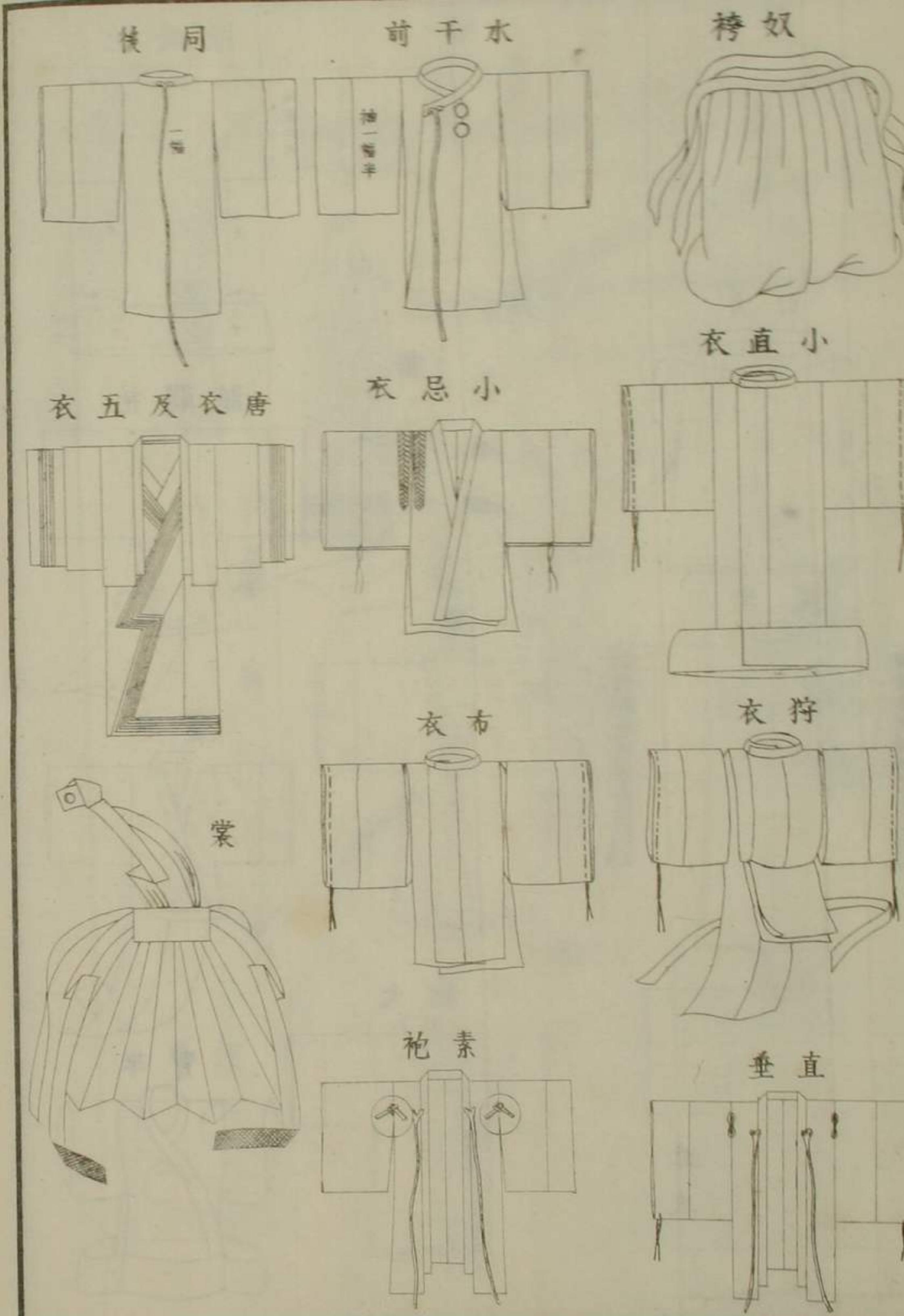
布衣、直垂、水干、長絹、素襖等あり。また東宮童親王の服ふ半屁あり。神事の服ふ小忌衣あり。女官の定むる所と大ふ異あり。衣服令よ服は唐衣、五衣、小袴、裳、打袴、折取等あり。衣冠令よ定むる所と大ふ異あり。抄高倉家裝束圖解、裝束色彩、武家の世とありても。礼服朝服よハ變革あり。とも將軍ハ袍の外よ直衣、直垂、水干等を用ひ。神事よハ淨衣を用ひ。公家よ對する時ハ重よ狩衣を用ふ。庶民ハ直垂、小素襖、肩衣、袴及ひ胴服等を用ひ。徳川氏よ至りても其制率おなれとも。直衣ハ法會及び晴の宴會よ用ひ。

小直衣ハ兩山の拜等又用ふ。まゝ長上下半上下の制あり。武臣ハ三家三卿ハ直衣。その他ハ袍あり。まゝ直垂、狩衣、大紋、布衣、無紋の狩衣をいふ、素襖等あり。又庶民も至るまで押並へて肩衣、羽織、袴を用ひたり。東鑑、年中恒例記、青標紙殿居囊

維新後古來の服制一變し。專歐米の法を斟酌し。大礼服、通常礼服の制を立てらる。先のきとも民間猶舊時の服を用ふるもの多し。







輸運の事

太古の時。人文未開けすといへとも。陸よハ道敷チキ、
神ありて。道路の事を掌り。海よハ速秋津アヤツツ日命あ
りて。諸津を掌る。其運漕の具よハ。天磐船、埴土舟、
天羅摩カミマ船、諸手船、まと天羽車あり。海陸運載の法
畧既ふ備をきり。古事記、日本紀、天羽車據舊事本紀、天羽

太祖一統の後よ及ひて。歴朝力を用ひらきし
ハ。諸道よハ道守氏あり。其渡濟よハ度守氏あり
て運輸を管し。租調人馬の貢獻。往來滯ることあ
うりき。當時海運の航路。近畿よ河内、日肩津あり。

茅渟山城^{ヤマキ}水門あり。難波濟あり。務古水門あり。西海筑紫至るみハ。丹波小浦掛水門。播磨^{スヂ}鹿子水門。吉備^{ヨシブ}穴濟。安藝^{アキ}渟田水門。周防^{クマツ}佐婆津。穴門^{スリガタ}豊浦津。又向津あり。豊後^{ヒビ}宮浦あり。筑紫^{ツクシ}岬水門あり。薩摩^{サモ}竹島水門あり。東海蝦夷の境ふ至りて。下總^{シモツ}葦浦、玉浦。常陸^{ヒタチ}行方津、竹水門あり。南海^{シナカイ}紀伊^{キイ}の徳勒津あり。北海^{シカイ}角鹿津あり。海路開通して。舟楫の利海内み普し。日本紀、古事記、常陸風土記、書紀通證

神功皇后三韓を征服せしより。外蕃の貢船皆路

を對馬^{ミクニ}取りて。筑紫の那^ナ大津^{オホツ}ふ輻湊す。那大津ハ今^ノ博多^{ハシマ}の津あり。これより又東して海路津國^{シマ}至りて難波^{ミナミ}に入る。難波ハ中國^{シナ}の大津^ツ也。那大津ハ筑紫の要津あり。此を以て難波ふ^ハ津守氏^{ミナミムラカミ}あり。船舶漕運の政を掌り。且海神を住吉^{ミタマ}奉祀して。以て海路の安を祈る。日本紀、姓氏錄、肥前風土記、和名抄月半より。當界修理し。十月までよ訖らむ。其要

大寶^{タカヒコ}の制。諸國司、攝津職、太宰府。並^ヨ道橋、郵驛過所、公私馬牛等の事を掌る。凡津橋道路ハ。毎年九月半より。當界修理し。十月までよ訖らむ。其要

路の陥壊して行旅よ妨けあらんものハ。時月ふ拘ハラス。若國司の力よて辨しかをきハ。官よ申請せしも。凡要路の津濟ふハ。船を置きて運ひ渡さしめ。度子ハ二人以上十人以下。二人毎よ船一艘とす。又諸道をハ大路、中路、小路の三等とす。世里毎よ一驛を置き。各驛長、驛子、驛馬等ありて。行旅よ便し。其費用ハ驛田を置き。其收穫を以て支度ふ供す。又毎郡よ傳馬あり。驛馬ハ驛鈴よ由りて發し。傳馬ハ傳符ふ由りて發す。要する小國司の赴任五位以上の人の外。驛よ投して止宿す

ることを得す。若村里ふき地よして已むことを得き。初位以上及勲位ハ。驛よ投することを得れとも。其供給を受くることを得モ。庶人の行旅ハ尚草枕露宿を免ききりあるへし。家よあきハ筈よもる飯を草枕、旅よトあきハ推の葉ふ盛ると。其辛苦以て想ひ見るへし。令義解、續日本紀、萬葉集大意。又古ヘハ海陸運輸の法。いまよ整ハきりし。諸國の田租も。多くハ其國の倉廩よ積蓄して。京へ輸さす。故よ官人よ賜れる祿も。唐制とい違ひて。米を用ひす。調庸の中ある絶布綿等を以て。其

用度とせり。令義解

さきハ調庸の運脚等ハ課物の外又其食糧を齎し重擔の勞を冒して京師より赴くの故也。事畢りて郷より還る日よりハ食糧絶乏して多く道路より餓死するものもありき。和銅五年以後ハ詔して郡稻を割き便所より貯へ役夫より交易せしめ又行旅人ハ必錢を齎して旅費とし重擔の勞を省うしめたるふと恩詔屢々下りぬ。又運送の法ハ車をも牛をも用ひつきとも遅き境より至るよりハ專駄馬を以てしけれハ聖武天皇

の天平十一年紀元一千三百九十九年諸國より令して駄馬一足負ふ所の重大二百斤を改めて百五十斤を限とあさしめ調物の巨大あるものハ綿鐵を庸米より換ふることをも許さきたり。續日本紀類聚三代格桓武天皇ハ三關を廢して中外隔絶し公私往来の弊を除き南海其他の諸道より新道を開き諸國驛家の破損を修理し諸津より舟楫浮橋を設けしめ諸國傳馬の用たゞ國司赴任の用よりつるのみみて他より用ふる所あけきハ亦之をも廢して民弊を息め時務より切ならしめらる續日本紀

日本後紀
日本逸史

初。天平中。僧道登道昭、行基等の徒、海内を周行して。諸處の橋梁津濟を修築し。船舶の便の為みハ船瀨を築きて。徃來交通の便をあし。便み寺院を建て。僧をして之を監護せしめ。專道俗を勸化して。力を濟民の事用ひたり。うハ上下交運輸の利を謀りて。民庶大ふ悦へり。類聚三代格、行基年譜、古京遺文然るニ紀元千五百年代の初より。紀綱漸弛ひて。諸國盜賊多く。徃還の人馬を抑留。或ハ騎人を追下し。或ハ負荷を切落し。其上下の官使ハ概皆

驕傲みて。頻々刺外の驛馬を増發するふと。亂暴到らざる所あく。海より海賊徃々出没して。貢調の船を劫掠するものあり。内海を航通するも容易ふあらず。殊々其舟楫。製作未堅牢あらず。遣唐使の四の舶すら。徃々破壊し易けきハ。其他ハ論あり。此を以て承平四年。紀元千五百四十年治安中。千六百八菅原孝標の常陸より還るふ。百二十日を費せり。加之到る所草廬を作りて一宿するも。風雨衣を濕して寝る事能ハす。其乳母途

みて。挽せしものども養ふよ由あく。棄て去るふ至
きり。三代實錄、三代格、土佐日記、更科日記

かくて、世武家より移りてハ。諸國争亂ありて。諸道
ことく梗塞しつきハ。運輸の法見るへきもの
あし。織田信長、豊臣秀吉、やゝ治平を致すふ及ひ
て。諸道の里程を定め。三十六町を一里とし。一里
毎より堠を置あしめらる。徳川氏亦此緒を繼きて。
官道を修め。里程を正し。驛傳を置きて。常例の傳
馬人夫を備へ。其賃錢を定めて。過不足あらむ。
之を傳馬所といふ。

當時傳馬を發するよ二種あり。朱印傳馬、駄賃傳
馬とす。朱印傳馬。公用よりて發し。其資を給
せす。駄賃傳馬。相對賃錢ふて使用せしむ。其朱
印傳馬ハ。猶中古の驛馬傳馬の制の如し。万治以
後二千三百年代。道中奉行二人を置き。一人ハ大目付
より。一人ハ勘定奉行より兼ね。驛傳運輸道橋の
事を掌る。寛文中よりて。三都の商賈等議して。
三都往復の飛脚業を創めて。貨物信書の遞傳を
あせり。

貞享元禄の間よりて武士往來の使用年々増

加し。宿驛常備の人馬足らざるを以て、沿道左右の近村小人馬を課役す。こきを助郷といふ。後より至りて尚足らず。よりて傍近五六里乃至十里内外の各村とも課賦せり。此を加助郷といふ。後漸、

弊ありて農民大よ困りめり。考 駢遞志稿 德川實紀助郷

明治之初。助郷の舊制を廢し。公領及び摺紳領の別あく。悉助郷中より編入して、諸道助郷の課役を平均す。三年新より驛法を定め。通運會社の設立を奨励し。六年より至りて其會社漸、全國より普及。後運送馬車の制あり。汽船汽車の設あり。郵便電信の設

置あり。運輸の面目大よ進めり。

憲法類編
國勢一班

日本制度通卷三大尾

明治二十三年十月廿四日印刷
同 年十月廿六日出版

版權所有

著者

萩野由之

本郷區飯田町
西片町十番地
三丁目二十五番地

小中村義象



印刷兼
發行者

吉川半七
京橋區南傳馬町
一丁目十二番地



